

令和6年6月11日時点（赤字：追加回答）

幡屋交流センター整備事業 幡屋交流センター建設設計業務 公募型プロポーザル
参加表明に関する質問回答書

No.	質問件名	書類該当箇所	質問内容	回答
1	業務実績の「公共建築物」の解釈	様式4号-1、2	業務実績の「公共建築物」とは、あくまで国・県・市など公的な機関が発注した設計業務などの意ですか。それとも公共の用に供する建築物を言いますか。例えば、民間から発注された保育所、科学館などは実績とみなされますか。	本プロポーザルにおける「公共建築物」とは、国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物としますので、業務実績については、国又は地方公共団体が発注した建築物の設計業務を対象とし、民間から発注された建築物の設計業務は対象外とします。
2	事務所の実績・担当者の同種業務の実績について	様式4号-1、2、3 様式5号	独立開業前の勤務先または前職において同種業務を担当したことがあり、これを書面等により証明できる場合は、同種業務の実績があるものとして認められるでしょうか。	様式4-1、4-2、4-3は設計事務所の業務実績ですので、現設計事務所以外の設計事務所における業務実績は認められません。 様式5は技術者の経歴等ですので、現設計事務所以外の設計事務所で担当された業務実績も認めます。